

やお市政だより

市民憲章

- 〈わたくしたち八尾市民は〉
1. 若い力をそだてましょう。
 1. あたたかい心でまじわりましょう。
 1. みどりのまちをつくりましょう。
 1. 文化財をたいせつにしましょう。
 1. 働くよるごびに生きましょう。

人の動き (51年6月1日現在)

総数	262,913	(+494)
男	131,971	(+243)
女	130,942	(+251)
世帯数	80,607	(+163)

()内は前月よりの増減

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL(91)3881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

第556号/昭和51年7月5日

普通河川の管理も 大変です

最近、行政をすすめている私たちにショックを与えた出来事として、大東水害訴訟の第1審判決があります。そこでは、一般に「普通河川」と呼ばれる小さな川や水路は、「地域住民と最も関係ある普通地方公共団体である市が、地方自治法に基づく管理に当たるべきである」とされたのです。

市内を流れる河川、水路の総延長は約300km。このうち、いわゆる「河川法」の適用を受ける「1級河川」は、約20km(大和川、第2寝屋川、恩智川、楠根川、平野川など)。残り280kmが判決にいう「普通河川」です。

一級河川の管理者は建設大臣または都道府県知事と明確になっています。ところが、裁判で問題になった普通河川の管理については、機関委任をうけた都道府県知事が行うことになっていますが、その実態を把握することはむずかしいのが現状です。そこで、地元市は住民の強い要望もあって、河川工事を含めた実質的な管理を行っています。

しかし、困ったことに、管理に要する費用には国や府からの補助が全くありません。本市では年間5~6千万円をかけ、しゅんせつ工事、草刈りなどをしていますが、すべて市単独で負担しています。しかも、それらは全体の2割程度にしか行きわたっていないのが実情です。

さらに問題なのは、最近、わずかな雨でも浸水の被害が出ていることです。その原因として、①都市化が進み、田んぼが少なくなったこと ②下水道、河川などの都市施設整備が遅れていること ③河川、水路の不法占用(家、橋)やゴミの不法投棄によるもの等が考えられます。

そこで、市は、控訴されている大東裁判の問題は別として、市民の生命、財産を災害から守るため、みなさんの協力を得て必要な体制、措置をとらざるを得ないと考えています。

やおの 夏祭り



7月7日の教興寺地区の祭りをトップとして、以後、市内のいたるところで太鼓やミコシがくり出され、八尾の7月は、「夏祭り一色」となります。

わたらの恩智でも、毎年8月1日に恩智神社の祭礼が行われ、市内で最も大きく、最後を飾る祭りとして誇りにしています。

若い者数十人によってかつがれる大きなフトン太鼓は、調子のよい太鼓音に合わせ、神社の131段もある急な石段を昇ったり、下ったりする雄々しい祭りです。

今も昔も賑いは変わりませんが、太鼓をかつく若者の力は昔の者ほどないですね。わたらの時は、よそに負けんよう本番の前にも太鼓をかつく練習をしたもんですわ。こんな伝統行事は、後世にぜひ伝えてほしいですね。

(お話し…恩智在住…森山歳太郎さん 78歳)



▲ 恩智神社のフトン太鼓

川や水路に ゴミを捨てないで! 浸水の原因にもなります



下水道工事が進められている現在でも、市内を流れる川や水路は、排水路として日々の生活に欠かせないものです。

ところが、これら川や水路を「ゴミ処理場」にしている心ない人がいます。市は川などの随所に、ゴミをせき止める金網を設置していますが、ここに集まるゴミが重くほど多いのです。

腐材の山、それに混じる家庭ゴミ、これらは美観をそこねますし、衛生的にも好ましくありません。また、それによって受ける迷惑は下流の大阪市、東大阪市にも及びます。

さらに困るのは、ゴミが水の流れをしゃ断して水位を上げ、浸水の原因をつくり出すことです。最近、遊水池の役割りを果たしていた田んぼが少なくなり、ただでさえ浸水の危険性が高まっています。それに拍車をかけるのが、心ない人によって不法投棄されたゴミなのです。

川や水路は決して「ゴミ処理場」ではありません。総延長300kmに及ぶそれらは、私たちの生活を陰でしっかりと支えてくれているのです。明るく住みよい八尾市にするため、川や水路をいれたり、ゴミを捨てない、そして捨てさせないようご協力ください。

Handwritten notes and signatures on the right margin.

7/11 (日)

毎月5日は
少年を守る日です

みんなで良い
環境をつくりましょう

12 (月)

家児 教育 青少 法律
心配

肢体不自由児検診 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所
日本脳炎予防接種(1回目)
14.00-15.30 山本小
社明運動座談会 14.00- 竜華中
社明運動座談会 14.00- 志紀中
社明運動座談会 14.00- 桂中

13 (火)

家児 融資 老人

高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所
社明運動座談会 14.00- 久宝寺中

14 (水)

家児 教育 青少 結婚

幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15-11.00、
13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制)
13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所
日本脳炎予防接種(2回目)
14.00-15.30 安中幼、南高安小

15 (木)

家児 法律 職業

婦人スポーツ教室(卓球)
13.30-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(卓球)
17.30-21.00 教育センター
労働相談 13.00-17.00
労働会館分館(植松町)
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所
日本脳炎予防接種(2回目)
14.00-15.30 曙川小

16 (金)

教育 家児 青少 融資
身障

乳幼児健康相談(6カ月児)
9.15-11.00 八尾保健所
3歳児検診(48年1月生まれの子)
13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所
日本脳炎予防接種(2回目)
14.00-15.30 八尾小

17 (土)

社明運動座談会 19.00- 高安中

社明運動座談会 14.00- 上之高中

18 (日)

結婚 心配

19 (月)

教育 家児 心配 青少

離乳食講習会 13.00- 八尾保健所
ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所

20 (火)

家児 融資

出張献血 10.00-15.00 市立病院
高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所
日本脳炎予防接種(2回目)
14.00-15.30 山本小

21 (水)

家児 教育 青少 人権

幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15-11.00、
13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制)
13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所
BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所

22 (木)

家児 法律

婦人スポーツ教室(卓球)
13.30-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(卓球)
17.30-21.00 教育センター
労働相談 13.00-17.00 社会福祉会館
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所

23 (金)

教育 家児 青少 融資
身障

乳幼児健康相談(1歳6カ月児)
9.15-11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00、
13.00-16.00 八尾保健所

24 (土)

信号が青に
かわりましたよ!!

目の不自由な方に
愛の一声を

25 (日)



植松観音堂再建

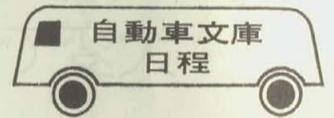
植松町2丁目の渋川神社前にあり安産の仏で知られる観音像を祭っている。

最近、堂が老朽化したため、地区住民あげての新築再建運動が展開され、6月18日、見事なお堂が完成した。

この観音堂は、古くは渋川神社境内に建立されていたが、明治維新の廃仏毀釈(はいぶつきしゃく)により境内を追われ、一時は太子堂の勝軍寺にあずけられていたが、熱心な信者により明治27-28年ごろに現在地に建立されたといわれている。



▲ 完成した植松観音堂



7月16日(金)○太子公園 △跡部公園 19日(月)○天王の森 △山畑会館 21日(水)○なかよし児童遊園 △志紀幼 23日(金)○刑部公園 △永畑小 26日(月)○用和小 △許麻神社 28日(水)○上尾町広場 △西山本小前
時分は、○印が午後1時30分-2時30分、△印が午後3時-4時。

- 心配 = 心配ごと相談
- 身障 = 身体障害者相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で
- 青少 = 青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで
- 教育 = 教育相談(電話予約制) 9時- 市役所内教育相談所で
- 融資 = 中小企業融資相談 10時-12時 産業課で
- 法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付) 13時-16時 市民相談室で
- 職業 = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で
- 人権 = 人権相談 14時-16時 人権擁護委員会室で
- 老人 = 老人健康相談 10時30分-12時 社会福祉会館で

姉妹都市を訪問します

八尾市姉妹都市提携委員会では姉妹都市、アメリカワシントン州ベルビュー市を次の日程で訪問します。広く市民の方の参加をお待ちしています。

☆期間 8月2日-8月11日
☆日程 大阪-東京-バンクーバー-ベルビュー市(2泊)-シアトル-サンフランシスコ-ロスアンゼ

ルス...ホノルル...東京...大阪
☆参加費用 約36万-40万円
☆申し込み 7月13日までに市姉妹都市提携委員会事務局(市役所秘書課内 ☎91-3881 内線212)へ。



▲ベルビュー市民との交歓(4月)

やおの姿

火災
昨年1年間に市内で発生した火災は167件。約2.2日に1件発生したことになる。損害額は、約2億9千万円で1件の火事で173万円が灰となった計算。
原因別では失火が133件(79.6%)もあり、その内容をみるとガス風呂の空だき33件、たばこの火、火遊びの順となっている。



市役所 ☎ 91-3881

建築課

内線 384

■市営住宅の空き家入居者の募集

市では、市営大正住宅の空き家(2戸)の入居者募集を次のとおり行います。

☆申込用紙の交付 7月12日～13日 午前10時～午後5時 市民ホール

☆申込受付 7月19日～20日 午前10時～午後5時 市民ホール

☆抽せん 7月22日 午前10時 市民ホール

☆戸数 大正住宅第1種1戸(簡易耐火2階建て、3K)、大正住宅第2種1戸(簡易耐火平家建て、2K)

☆家賃 第1種=1カ月4,900円(敷金は家賃の3カ月分)、第2種=1カ月3,100円(敷金は家賃の2カ月分)

なお、収入基準などの資格や、くわしいことは建築課まで。

年金課

内線 321

■51年度定時届けはもうお済みになりましたか

51年度福祉年金(老齢、老齢特別、障害)定時届けは、5月末日で締め切りましたが、まだ届け出をされていない方がいます。

まだの方は、先にお送りしました定時届け用紙を証書とともに、至急年金課まで提出してください。

郵便局

☎93-0545

■定額預金証書をお持ちの方に

昭和49年9月24日に定額貯金の利率が引き上げられましたが、郵便局ではただいま、昭和49年9月23日以前にお預けになった「定額貯金」を、今後とも引き続きお預けになる方、お利息の面で有利になる手続き(替)の手続き)の取り扱いをしています。

この取り扱いは、昭和52年1月13日までですが、まだお済みでない方は、お手もとの貯金証書の日付けをお確かめのうえ、なるべく早めに近くの郵便局にお持ちください。

くわしくは、郵便局まで。

福祉厚生課

内線 289

■ねたきり老人見舞金支給

ねたきり老人に見舞金が支給されます。該当する方は忘れず申請してください。

☆受けられる人 9月15日現在65歳以上で、次の①～③すべてに該当する人

- ①傷病(老衰を含む)で1年以上常時ねたきりの人
- ②ひとりりで歩くことができず、活動範囲が屋内に限られている人
- ③昨年9月16日から引き続き府内に住み、住民基本台帳に記載されている人

☆支給 9月に8,000円(年額)
☆申請 7月31日までに社会福祉会館内福祉厚生課、または近くの民生児童委員さんまで。

教育委員会

内線 489

■市立幼稚園の教員募集

市教委では、昭和52年度市立幼稚園の教員を次のとおり募集します。

☆資格 昭和11年4月2日以降に生まれ、幼稚園教諭普通免許状、養護教諭普通免許状を持っているか、または昭和52年3月31日までに取得見込みの人

☆試験 ▷第1次(筆記) 8月1日(日) 午前9時～市立清友高校 ▷第2次(実技、面接、ただし、第1次合格者のみ) 8月29日(日) 午前9時～市立清友高校

☆願書の交付 7月24日まで市教委教職員課まで

☆願書の受付 7月5日～24日市教委教職員課まで(ただし、郵送の場合は受験票返送用の郵便切手同封のうえ、期間内に必着のこと)

くわしくは、教職員課まで。

■「市民のための同和問題第8集」を読みましょう

内線 483

市では、このほど「市民のための同和問題第8集」を自治振興委員さんをはじめみなさんの御協力を得て、市内全家庭に配布しました。

この第8集は、部落問題の本質といわれている就職差別の問題、最近おこった最も露骨な差別である「部落名鑑」問題、戸籍問題などについて書かれています。

学習会、研修会、また家庭での家族ぐるみの話し合いなどにぜひご活用ください。

なお、一部誤植・誤字がありましたので、おわびとともに訂正させていただきます。

〈訂正〉○10ページ7行目 艱難→困難 同9行目 省りみられない→省みられない ○22ページ9行目 昨年度末→昨年度末 ○24ページ3行目 滞溜(ていりゅう)→滞留(たいりゅう) ○39ページ10行目 言わなければなりません。→言わなければなりません

社会課

■チャリティー蚤の市を開きます

☎96-2175

肢体不自由児父母の会では、次のとおりチャリティー蚤の市を開きます。

☆とき 7月31日(土) 午後1時～4時

☆ところ 社会福祉会館(本町2丁目)

【品物の提供、購入にご協力ください】

この催しは、不用となった中元や内祝いの品物などを市民のみなさんから寄贈していただき、それをみなさんに買っていただくというもので、収益金すべてを肢体不自由児の福祉増進に使用させていただきます。

なお、品物をご提供くださる方は7月16日までに、緑ヶ丘4-64渡辺宅(☎は上記)か、西山本町1-3-24、東野宅(☎99-2397)まで。

産業課

内線 323

■計量器定期検査

営業用の計量器の定期検査を次の日程で行いますので、忘れずお受けください。

〈日程〉 7月15日(木)・16日(金)○労働会館(山本町) 19日(月)○竹淵小 20日(火)○久宝寺中 21日(水)○安中小 22日(木)●曙川小 △大正幼 23日(金)○労働会館分館(植松町) 26日(月)●中高安小 △新町市場 27日(火)○南高安小 28日(水)○志紀小 29日(木)・30日(金)○教育センター 時間は、○印が午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、●印が午前10時30分～午後0時30分、△印が午後1時30分～午後3時30分です。

社会を明るくする運動

力を合わせ犯罪のない明るい社会を築こうと「第26回社会を明るくする運動」が今月1日より31日まで展開されます。

この運動は、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、市でも市民のみなさんのご協力を得て次のとおり行事を行います。

〈実施行事〉

☆市中パレード 7月17日(土) 午後1時30分～2時30分(雨天のときは24日) 楽団 高美中学校音楽団 コース 市役所周辺部

☆街頭広報 15日まで各地区ごとに実施します。

労働会館

☎99-3167

■料理特別講座を開きます

労働会館では、家庭でできる「パン食の作り方」の夏期料理特別講座を次のとおり開きます。

☆とき 7月24日(土) 午前、午後、夜間の部 25日(日) 午前、午後、夜間の部 29日(木) 午前、午後、夜間の部

時間は、午前の部が午前10時～12時、午後の部が午後1時～3時、夜間の部が午後6時～8時

☆ところ 労働会館(山本町1丁目)

☆定員 1クラス48名で8クラス(ただし、応募者の状況で多少の変更があります)

☆応募資格 市民か市内に勤務している人(成人であること)、男女不問

☆必要なもの 申込用紙(労働会館にあります)、印鑑、教材費500円、それに市民の方は市内に居住していることが確認できる書類(健康保険証、運転免許証、住民票など)、市外から市内事業所に勤務の方は勤務が証明できる書類

☆申し込み 7月9日(金)～13日(火)の間に、必要書類を労働会館(山本町1-8-11)まで持参のこと(12日(月)は休館日) くわしくは、同会館まで。

労働会館分館

☎23-4115

■文学教室を開いています

労働会館分館では、第10期文学教室を開いていますので多数ご参加ください。(無料)

☆とき 11月18日までの毎週木曜日 午後6時～8時

☆資格 16歳以上の市内在勤者

☆申し込み 印鑑持参のうえ同分館(植松町)まで

☆講師と日程 7月8日「作品研究-島崎藤村『破戒』」中野恵海氏(相愛女子短大教授) 15日・22日「作品研究-埴谷雄高『死霊』I・II」松原新一氏(文芸評論家) 29日・8月5日「ロシア文学-ドストエフスキー・トルストイ」法橋和彦氏(大阪外大助教授) 12日・19日「作品研究-芥川竜之介『西方の人』I・II」吉田孝次郎氏(大阪外大名誉教授) 26日「自由と民主主義を求めて-戦後の文学をふりかえる」佐藤静夫氏(東京教育大教授) 9月2日「作品研究-芥川竜之介『西方の人』III」吉田孝次郎氏(大阪外大名誉教授)

くわしくは同分館まで。

監査事務局

内線 526

■総務部秘書課、庶務課と出張所の監査を行いました

このほど秘書課、庶務課ならびに各出張所の監査を行いました。今回の監査は、秘書課については昭和46～49年度、庶務課、出張所については昭和47～49年度の事

務が、関係法令にしたがって適正かつ効率的に行われているかどうかについて行ったものです。

〈秘書課〉 1、予算の執行事務=執行事務は、おおむね適正に行われていたことを認めましたが、経費の流用による執行について留意を促しました。なお、整理簿において、一部次の事項が見うけられたので注意しました。

①主管係長の確認印および支払い先の記入のないもの

②年度末の整理が不十分なもの

③記帳方法に注意を要するもの 2、伝票綴り審査の結果は、おおむね良好に整備されていたことを認めましたが、決裁については事務処理規定にもとづき執行するよう注意を喚起しておきました。

3、備品台帳の整理および備品の管理状況=所管換えが必要と思われる備品があったので、至急台帳整理を行うよう指導しました。なお、現品との照合においては、おおむね適正に管理されていました。

〈庶務課〉 1、各関係書類=おおむね良好に記録整理されていましたが、一部同書において、決裁日が施行、完結日と前後しているもの、および索引目次の記載が年度途中で終わっているものが見うけられたので留意するよう促しました。

2、対外文書の郵送事務=関係書類を照合したところ、一部料金後納郵便物差出票の見当たらないものがあったので注意しました。

3、予算の執行事務=執行事務は、おおむね適正であることを認めましたが、一部整理簿の記帳が十分でない箇所があったので、正確に記帳するよう注意しました。

4、備品台帳の整理および備品の管理状況=台帳の整理および備品の管理は、おおむね適正に行われていました。

〈出張所〉 1、市税、国保税、国民年金保険料徴収明細日報綴=各日報綴は、おおむね適正に整理されていましたが、一部日報において徴収金額の訂正を行っているのが、訂正印の押印のないものが見うけられたので、事務処理の明確を期すよう注意しました。

2、事務取扱日報、収入済通知書綴=事務処理は、おおむね適正に行われていましたが、所定欄において、一部記入の不備点が見うけられたので注意しました。

3、徴収金などの納入、保管状況=収納された市税、手数料などは、適正に納入されていたことを認めましたが、公金の保管については、今後とも慎重かつ万全な管理をするよう望んでおきました。

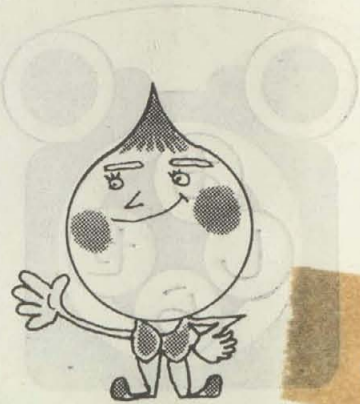
4、印鑑登録関係= (1) 印鑑登録回答書において、住所、氏名の記入もれ、(2) 印鑑登録受領書、送付書において、取扱者印のないものが見うけられたので、受理に際し、十分注意するよう指導しました。

5、生活保護費の支払い事務=支給当日の未受領分の保管方法について再検討するよう促しました

6、備品台帳の整理および備品の管理状況=廃棄処分したのものについては、すみやかに台帳の整理を行うよう注意しました。なお、現品との照合においては、おおむね適正に保管、管理されていましたが、一部出張所において、不用物品があったので、所定の事務手続きをとるよう指導しました。

水道料金改定を提案しました

標準家庭で54%のアップ



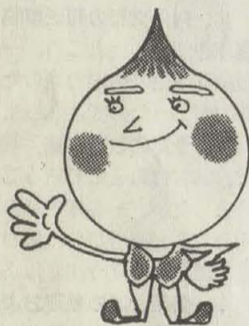
給水体制を 万全に

急激に増加する水需要に対して、これまで3回の拡張事業を実施してきました。

最近、経済不況の影響で需要は幾分鈍化の傾向を示していますが、なお今後も増えつづける水需要にこたえるため、現在、昭和52年度完成を目標に「第4次水道拡張事業」を実施し、配水池、受水池の増設、配水幹線の整備増強を行っています。

しかも、昭和52年度以降の水需要を展望すると、引き続き「第5次拡張事業計画」が必要となっています。

あわせて、出水不良の解消、赤水対策、漏水防止のための管網の整備など施設の維持管理面についても重要施策として推進していかねばなりません。



水

それは
私たちの日常生活に
欠かせないものです

その水を水道事業がばく大な費用でつくり出し、ご家庭にお届けしていることと、その水道事業の財政が苦しい立場におかれていることは、すでにお知らせしたとおりです。

水道局では、苦しい財政を建て直すため、さる6月21日から開かれた6月市議会に、当面の問題として「水道料金を80.29%改定する条例改正」を提案しました。

このような料金改定をなぜしなければならないのか、その事情と今後の問題についてとりあげてみました。

破綻寸前の 水道財政

インフレの波をうけて増えつづける水づくりの費用と、借金の利払いとで、水道財政は悪化の一途をたどり、昭和50年度末では、資金不足額が約7億9,000万円にも達しています。

これに加えて、本市の水源の約93%を依存している大阪府管水道が、本年10月から51.4%の料金改定の実施を決めています。

この事情を含めて、今後将来の給水体制確立のための事業計画をもとにして、昭和51年～53年度まで3カ年間の財政計画を立ててみますと、計画最終年度の昭和53年度末では、約39億3,000万円もの資金不足額が生じる見込みです。

このままの状態では、水道財政は破綻してしまい、安定した給水もおぼつかなくなります。

【経営悪化の要因】
このように水道財政が極度に悪化する要因としては、次の点があげられます。

- (1) 経済の停滞にともなう料金収入の伸びの鈍化
- (2) 受水料金、電力料金の改定による受水費、動力費の増加
- (3) 地下水汲み上げ規制による自己水代替水としての買入水の増加
- (4) 施設拡充にともなう企業債（国などからの借金）の元利償還金の増加
- (5) 業務量の増大、諸物価高騰による物件費の増加
- (6) 給与改定による人件費の増加

制度の改善が 不可欠

水道局では、円滑な給水体制を確立するため、将来の事業計画と財政計画を策定し、これをもとに「八尾市財政自主再建推進協議会」に対して、本市水道事業の現状と将来計画の内容を明らかにして、「本市水道事業経営のあり方」についてのご協議をお願いし、さきごろ結論として提言を受けました。

そこで、この提言の中での意見、指摘事項を十分尊重して財政健全化計画を策定しました。

まず抜本的対策としては、財政悪化の根本的原因の一つには、水源確保がますます困難となる中で、増えつづける水需要に対応するため施設の相次ぐ拡張に追われ、これに要する経費が増大することにあります。

そのため国や府に対して

- (1) 水源の開発は、国の責任と負担で行うこと
 - (2) 施設の整備拡充などに対する国庫補助金の導入
 - (3) 良質企業債の拡充と企業債償還年限の延長ならびに利率を引き下げること
- などについての法制化ならびに制度の改善を全国の水道事業者とともに強く要望します。

また、水道経営の効率化をはかるため水道の広域化についても、府、隣接都市と共に歩調をとりながら推進することとしています。

なお、水道局内部にあっては、自らが経営の改善に最大の努力を払い、能率的な経営をはかるため努力すべきことは言うまでもありません。

必要最小限の 料金改定

以上の抜本的対策は今ただちに実現することは至難なことであり、企業努力による財政自立にも限度があります。

そこで当面必要とされる諸事業を推進し、円滑な給水体制を確立するためには、原価を基礎とし、企業の健全な運営を確保できるように、料金の適正化を基調とした財政再建を図ることが必要かつ緊急を要することと考え、必要最小限の料金改定と加入金の改定を、さる6月21日から開会された6月市議会に提案したものです。

【生活用水はできるだけ安く】

今回の改定案では、全体平均の改定率が、80.29%と大幅なものとなるために、生活用水に対する配慮を十分行いました。

基本料金では、65.2%（150円）、使用量10㎡では67.7%（210円）、また一般家庭の平均使用量19㎡で54%（435円）のアップ率にとどめ、生活用水の負担をできる限り軽減する努力をしています。

物価なお不安定の中での料金改定ですので何か問題はあろうかと思いますが、26万市民の「命の水」を確保し、給水の万全をはかるための最小限の料金改定案、ならびに加入金改定案ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

水道料金現行、改定案比較表

用途	現 行			改 定 案					
	基本水量 ㎡	基本料金 円	超過料金1㎡について 円	基本水量 ㎡	基本料金 円	超過料金1㎡について 円			
一 般 用	8	230	9～10㎡	8	380	9～10㎡	65.2	70	67.2
			11～20㎡			80		57.2	
			21～30㎡			110		61.2	
			31～40㎡			120		69.1	
			41～50㎡			130		75.3	
			51～100㎡			140		81.6	
浴 場 用	600	13,800	601～1,000㎡	600	22,800	601～1,000㎡	65.2	75	65.1
			1,001㎡以上			85		67.3	
共 用	5	130	6㎡以上	5	220	6㎡以上	69.2	70	72.4
臨 時 用	8	800	9㎡以上	8	1,500	9㎡以上	87.5	250	79.9

平均改定率 80.29%

加入金現行、改定案比較表

メーターの口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm以上
現 行	30,000円	60,000	100,000	310,000	540,000	1,500,000	3,000,000	8,300,000	管理者が別に定める
改 定 案	50,000	100,000	170,000	520,000	900,000	2,500,000	5,000,000	14,000,000	〃